

令和3年7月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月9日（金） 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画の変更について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議案第7号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について（除外）

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて

報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員（19名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 永利 春雄 | 2番 | 寺崎 廣喜 |
| 3番 | （欠員） | 4番 | 山下 芳文（欠席） |
| 5番 | 山田 憲二 | 6番 | 永利 昇 |
| 7番 | 大中 久敏 | 8番 | 野田 敏之 |
| 9番 | 山田 武二 | 10番 | （欠員） |
| 11番 | 白木 治 | 12番 | 廣田 一郎 |
| 13番 | 米倉 一雄 | 14番 | 中原 孝司 |
| 15番 | 藤井 豊志 | 16番 | 柳 文子 |
| 17番 | 天本 徹 | 18番 | 田籠 新 |
| 19番 | 白木 隆弘（欠席） | 20番 | 井手 浩 |
| 21番 | 久光 壽子 | 22番 | 草場 小夜子 |
| 23番 | 伊藤 武則 | | |

5. 会議に出席した事務局職員（3名）

○会長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、開催いたします。

田植えも無事に終わったようです。

今のところ、昨年までのような大雨は大丈夫のようですが、まだまだ、梅雨の期間ですので、油断できないところです。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う「まん延防止等重点措置」の期間が、7月11日までとなるようでございます。

しかしながら、引き続きの三密対策と併せて、体調管理にご注意をお願いいたします。

このような中、皆さま方におかれましては大変お忙しいところ、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本日は議案 7件、報告事項 4件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は19名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号4番委員、同19番委員より欠席届が出ています。

よって、令和3年7月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議をよろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、17番 天本 徹 委員、20番 井手 浩 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議題といたしますが、番号2及び番号3の案件は、議席番号18番委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号18番委員につきましては、退席していただきますようお願いしま

す。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書1ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、3条の有償移転で売買となっております。大保地内の田2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2と番号3は、3条の交換移転となっております。上岩田地内の田2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人、譲受人とも、隣接の農地を所有されている所から、経営効率向上のため、交換されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 意見・質問、特にないようです。許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 それでは、議席番号18番委員の入室を許可します。
(入室案内)

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、横隈地内の田3筆です。農地改良のために一時転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地に区分されます。

従って、原則的には農地転用は許可できないこととなりますが、農地改良として、畑地とされるまでの間は一時転用が例外的に許可可能なものとされております。

今回の申請は、東側、南側及び北側の隣接地との間にコンクリートブロックを施工し、盛土を行うこととなっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号2は、二タ地内の田3筆、畑1筆です。

建売住宅建設のために転用申請があり、令和3年1月の総会で審査いただき、5月に県より許可が下りたものです。

(位置図で場所の説明)

今回の申請は、譲受人が当初、「建売住宅」として申請したものです

が、実際の販売に当たっては「特定建築条件付き売買」となるため、転用目的を変更し、再申請しようとするものです。

転用目的以外で事業内容の変更はないため、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われまます。

以上、これらの案件は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。これで説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明します。

番号1は、二ヶ地内の田3筆、畑1筆です。建売住宅建設のために転用申請があり、令和3年1月の総会で審査いただき、5月に県より許可が下りたものです。

(位置図で場所の説明)

今回の申請は、譲受人が当初、建売住宅として申請したのですが、実際の販売に当たっては「特定建築条件付き売買」となるため、それに関して事業計画変更申請と先程の4条の許可申請と2つの申請が出てきているところです。

なお、転用目的以外で事業内容の変更はないため、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われまます。

なお、この案件は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、7件を議題と致します。事務局から提案理由の説明

をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は山隈地内の田、現況は、農業用施設用地となっている3筆です。申請地は、農振地内の農業用施設用地となっています。

今回、所有権移転を整理するにあたり、既設の農業用施設の整理も合わせて行うものです。

現地は、隣地境界にコンクリートブロックが設置され、ガラス温室が設置されているところです。

また、申請地内の雨水排水については、排水柵を経由して、西側の水路へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号2は、横隈地内の田2筆です。農家住宅を建築するために敷地拡張を行うものです。

申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地に区分されます。

農家住宅ということで、第1種農地の例外規定にあたりるとともに、既存施設の拡張として、既存施設（隣接する宅地）の1.5倍以内となるため、立地基準を満たすこととなります。

また、隣地との境界にはコンクリートブロックを配置し、上下水道については隣地を経由して上下水道管に接続するとともに、雨水排水については申請地内の排水柵を経由して、南側の既設水路へ排水する計画となっています。以上のことから、一般基準も問題ないものと思われま

次に、番号3は、乙隈地内の畑1筆です。

申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地に区分されます。

譲受人は、申請地の東側の隣地に住居を有するものですが、既存の駐車場が手狭となったことから、露天駐車場として、隣地への敷地拡張として、申請が上がってきたところです。

隣地境界にコンクリートブロックを配置し、盛り土をし、雨水排水については北側の公衆用道路へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思

われます。

次に、議案書5ページ、番号4から番号6までは、同一の案件となりますので、合わせて、説明いたします。

申請地は上岩田地内の田2筆、松崎地内の畑3筆、合計5筆です。

露天資材置場として申請がっております。

申請地は、甘木鉄道松崎駅から概ね500メートル以内の農地が第2種農地となりますが、区域内の宅地の面積が40%を超える場合は半径500メートルから1キロメートルまで延長が可能とされ、松崎駅の場合は概ね600メートルまで延長することができることとなっております。

この基準でいきますと、当該申請地は第2種農地となります。

申請地内は露天資材置場として計画され、西側の住宅側と南側に緩衝帯を設けて、被害防除措置を講じています。

申請地内は盛土をし、雨水排水は、北側の石原川へ排水するように勾配を設ける計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

次に、議案書6ページ、番号7は、横隈地内の田で、現況、農業用施設用地となっている1筆です。申請地は、農振地内の農業用施設用地となっております。

今回、所有権移転を整理するにあたり、既設の農業用作業施設の整理も合わせて行うものです。

農業用施設（倉庫・車庫）ということで、立地基準を満たすこととなります。

また、申請地内の雨水排水については東側又は南側の農地へ自然流下することとなります。以上のことから、一般基準についても問題ないものと思われれます。

以上の7件については、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしていただいたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第4号については原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案どおり許可相当とし、県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について11件を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、上西鯨坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、上西鯨坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号3は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書 8 ページ、番号 4 は、下岩田地内の田 1 筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号 5 は、山隈地内の田 3 筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号 6 は、山隈地内の畑 7 筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書 9 ページ、番号 7 は、光行地内の田 1 筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号 8 は、吹上地内の畑 2 筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書 10 ページ、番号 9 は、稲吉地内の田 1 筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号10は、八坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるもの
です。

(位置図により場所の説明)

番号11は、八坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるもの
です。

(位置図により場所の説明)

以上、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進
法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議
に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりました
ので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願い
いたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の
承認について、所有権移転11件につきまして、第2分科会で慎重に審
査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審
議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第5号について、原案通
り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案書11ページ、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、提案理由の説明をいたします。

本来、利用権設定につきましては、3月受付の6月開始、9月受付の11月開始ということで受付をしておりますが、補助事業の採択要件や共済の契約に係るということで、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借をおこなうものです。

今回は、7月15日で利用権設定を行う予定となっております。

番号1は、上岩田地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的・期間等の説明)

10年間の貸借の設定となります。

番号2は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的・期間等の説明)

6年間の貸借の設定となります。

番号3は、三沢地内の田1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的・期間の説明)

10年間の使用貸借の設定となります。

なお、利用権の移転を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、地区会議においても了承を頂いております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借3件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案通り承認いたします。

○議長 次に、議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件を議案とします。

それでは、事務局より補足説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の12ページをご覧ください。

議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件について、ご説明いたします。

まず、経緯を申し上げますと、転用事業者から農振除外に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められているものです。

今回の申請地は稲吉地内の田1筆です。

(位置図で場所の説明)

当該申請地の隣接地には、太陽光発電施設が設置されている状況です。

農振農用地の除外後にあっても、隣接地と同様に太陽光発電用パネルを設置するとの申請がっております。

当該申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地に区分されます。

従って、原則的には農地転用は許可できないこととなりますが、第1種農地の例外規定として、既存施設の拡張として、既存施設の1.5倍以内となるため、立地基準を満たすこととなります。

給水や汚水は発生しませんし、雨水排水については、自然流下とする

計画となっています。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。
以上で、説明を終わらせて頂きます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第7号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、1件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、同意すると
の意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願
いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、本案件について、原案通り同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり同意し、意見書をつけて、市に報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項4件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の13ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出5件につきまして報告いたします。

番号1は、八坂地内の田2筆です。売買のための合意解約です。

番号2は、赤川地内の田2筆です。売買のための合意解約です。

番号3は、上岩田地内の田1筆です。借手の都合による合意解約です。

議案書 14 ページ、番号 4 は、下岩田地内の田 1 筆です。借手の都合による合意解約です。

番号 5 は、稲吉地内の畑 1 筆です。売買のための合意解約です。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます  
続きまして、議案書の 15 ページをご覧ください。

○事務局 報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域の転用届出について、3 件の報告をいたします。

番号 1 は、津古地内の畑 1 筆の内の一部です。電気通信施設の建設を行うために届出が提出されたものです。

番号 2 は、大保地内の畑 1 筆です。一般個人住宅の建設を行うために届出が提出されたものです。

番号 3 は、稲吉地内の畑 2 筆です。宅地分譲を行うために届出が提出されたものです。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

○事務局 次に、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願いについて、報告いたします。

議案書の 16 ページから 19 ページまでの番号 1 から番号 10 までを一括して、説明いたします。該当地は松崎地内の畑 17 筆です。

令和 2 年 5 月の総会審議を経て、同年 6 月に県の許可が下りたものです。特別積合貨物運送業に係る施設建設として、流通業務施設を目的に転用許可がなされたところですが、申請人が想定していた一般貨物運送事業の運営が困難と判断されたため、県に対して許可取り消しを願い出て、本年 6 月に受理されたとの報告があったところです。

○事務局 次に、議案書 20 ページをご覧ください。

報告第 4 号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

まず、農地所有適格法人について、ご説明いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。

また、農地所有適格法人は、農地法第 6 条第 1 項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から 3 か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けら

れており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

それでは、番号1について、報告いたします。

番号1は令和3年6月14日に、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号1については、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項4件につきまして何か、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りします。

議事録作成にあたり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年7月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

最後になりましたが、今期で勇退されます委員におかれましては、大変お疲れさまでした。



今期3年は、豪雨被害が2年連続する中、新型コロナウイルス感染症に関する予防対策など、農業委員会活動に関しても激動の3年間であったと思います。お疲れ様でした。

重ねて、皆さまのご協力により、会長としての職責を無事に終えようとしておりますのも、皆さまのおかげと感謝申し上げます。

ご協力ありがとうございました。

これを持ちまして、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和3年7月9日（金） 午後 2時58分 閉会